

日本公認会計士協会 2020年秋季全国研修会

監査事務所検査結果事例集 ～令和元事務年度検査結果概要～

公認会計士・監査審査会
主任公認会計士監査検査官

構成

1. 監査事務所に求められる対応
2. 指摘事例の概要
 - (1) 業務管理態勢（根本原因の究明）
 - (2) 品質管理態勢
 - ① 品質管理態勢
 - ② 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等
 - ③ 契約の新規の締結及び更新
 - ④ 監査役等との連携

構成（続き）

（3）個別監査業務

- ① 財務諸表監査における不正
- ② リスク評価及び評価したリスクへの対応
- ③ 監査証拠
- ④ 会計上の見積りの監査
- ⑤ グループ監査
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の監査

1. 監査事務所に求められる対応

1. 監査事務所に求められる対応

検査結果事例集の構成

- I. 業務管理態勢編
(根本原因の究明)
- II. 品質管理態勢編
- III. 個別監査業務編

同じ

特に留意すべき事項の構成

- (1) 業務管理態勢
- (2) 品質管理態勢
- (3) 個別監査業務

監査事務所に求められる対応に関係している

1. 監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応 (P.1 より)

1. 会計監査の信頼性確保

- 依然として国内外において不正事案がみられ、不適切な会計処理を行った上場会社が引き続き多く認められる。
- 会計監査の信頼性の一層の確保に努めるため、今後とも個別監査業務や品質管理のシステムについて点検が必要
- 不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な原因を究明した上で、改善に取り組むことが必要

1. 監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応 (P.1より)

2. 不備の事実の正確な見極めと原因の究明

- 根本原因を適切に究明するためには、不備の事実を正確に識別し、直接的な原因を的確に見極めることが前提となる。
- 的確に見極めることができていない場合、根本原因を適切に究明できず、対応策もまた不適切なものとなる。
- 監査上の重要な事項について適切な監査調書が作成されていないような場合、安易に文書化の問題に矮小化せず、必要な監査手続を実施していないことによるものであるのかどうかを慎重に見極める必要がある。必要な監査手続を実施していない場合には、更なる原因究明と改善が必要

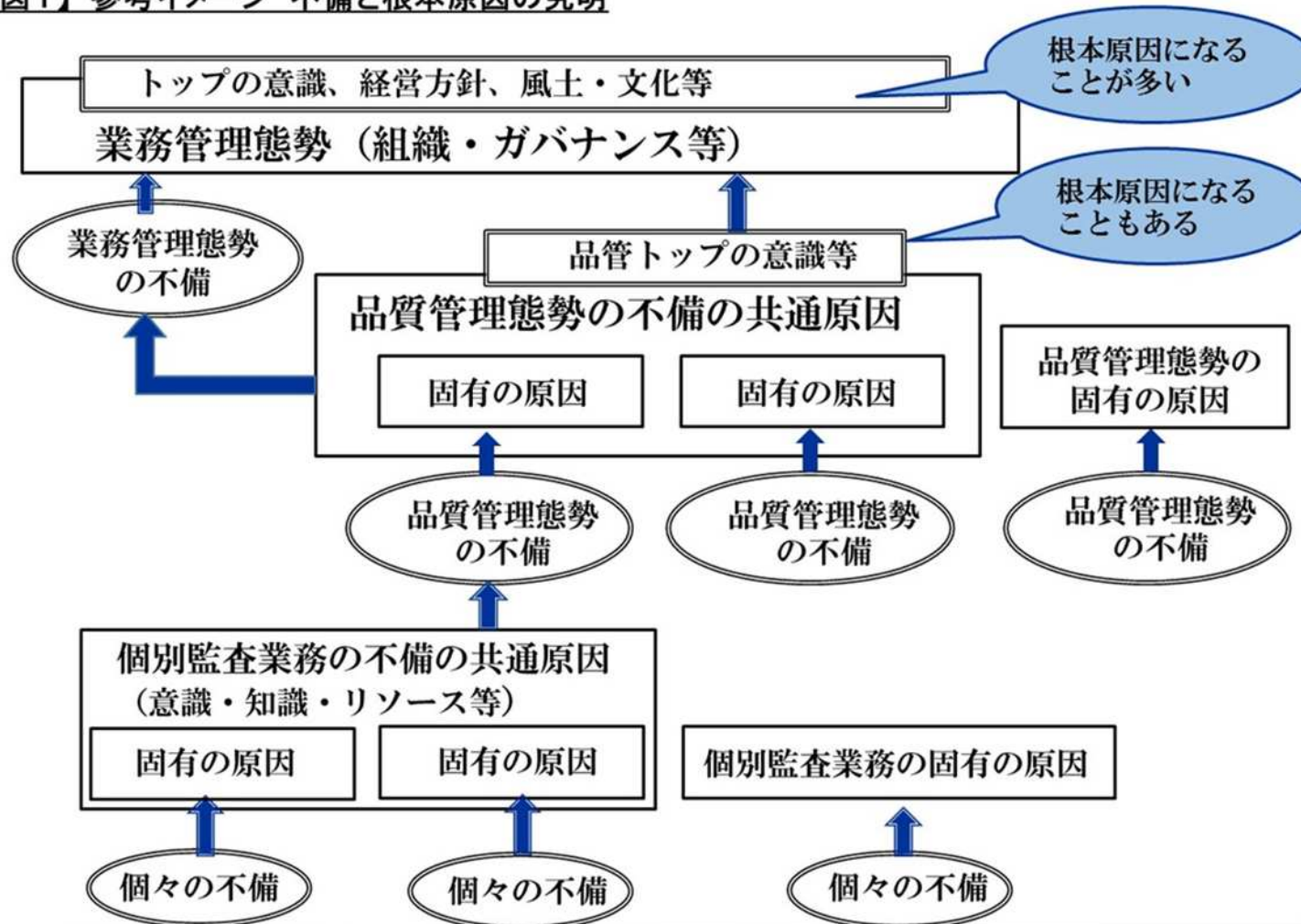
1. 監査事務所に求められる対応

根本原因分析とは？

- ルート・コーズ・アナリシス（Root Cause Analysis 「RCA」）などとも呼ばれる。いわゆる「なぜなぜ分析」である。すでに大手監査法人などでは定期的な検証の結果などを利用し、対応が図られている場合もある。
- 表層的、対症療法的な対策ではなく、一番大元の原因を改善し、同様の不備を根治することを目的に実施される。
- 検査を行う検査官は、個別に識別された個別監査業務や品質管理のシステムに関する不備の原因となる状況をスタートに、帰納法的に「なぜなぜ分析」を繰り返す。

1. 監査事務所に求められる対応

【図1】 参考イメージ 不備と根本原因の究明



1. 監査事務所に求められる対応

根本原因の究明の必要性 (P.7より)

- 検査等で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性が高い。
- 根本原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に対処するだけの改善策（例：安易なチェックリストの追加等）にとどまった場合には、改善が実効性のないものとなり、本質的な改善につながらない。

1. 監査事務所に求められる対応

根本原因の究明

- 直接的な原因を的確に把握。その際、不備発生の直接的な原因を行為者の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームの状況や被監査会社の業況等も十分に理解した上で把握し、その直接的な原因を踏まえ、更に根本原因を究明する必要がある。
- 直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を検討することで根本原因の究明につながることが多い。

2. 指摘事例の概要

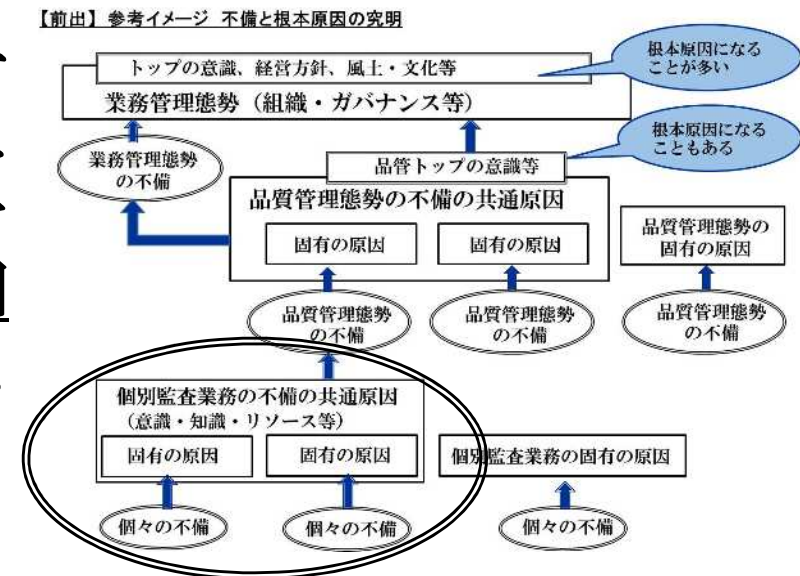
(1) 業務管理態勢 (根本原因の究明)

(1) 業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の究明の事例（P.10【事例1】）

（個々の不備の状況）

- 個別監査業務の不備は、監査チームが不正リスクやグループ監査について監査の基準の求める水準を十分に理解していないといった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。

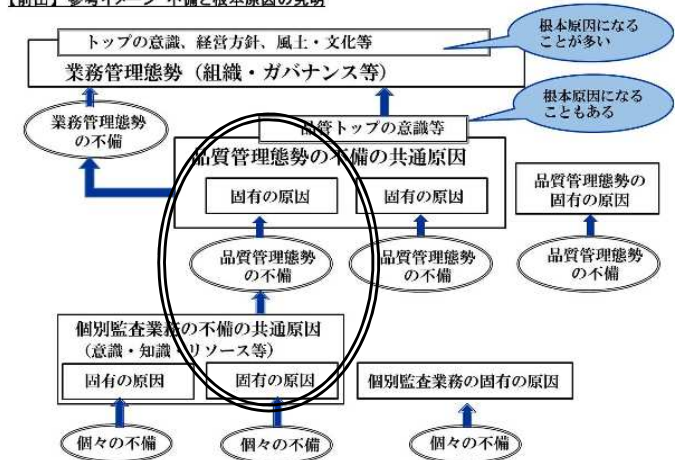


(1) 業務管理態勢（根本原因の究明）

(直接的な原因の分析結果)

- 個別監査業務の不備の共通原因は、品質管理担当責任者が品質管理の基準が求める品質管理のシステムの水準を十分に理解しておらず適切な品質管理のシステムを整備し運用する意識が不足していたこと、そして最高経営責任者は、監査調書の体系や雛形等の整備を適切に行うことで実施される監査手続が適切な水準になると考えており、合併により事務所の規模が拡大した後においても合併前と同様の品質管理の手法によって一定の対応は可能であると考えていたといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

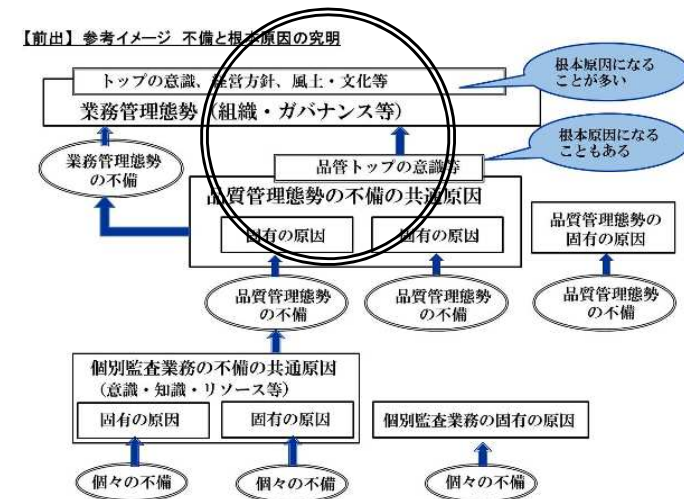
【前出】参考イメージ 不備と根本原因の究明



(1) 業務管理態勢（根本原因の究明）

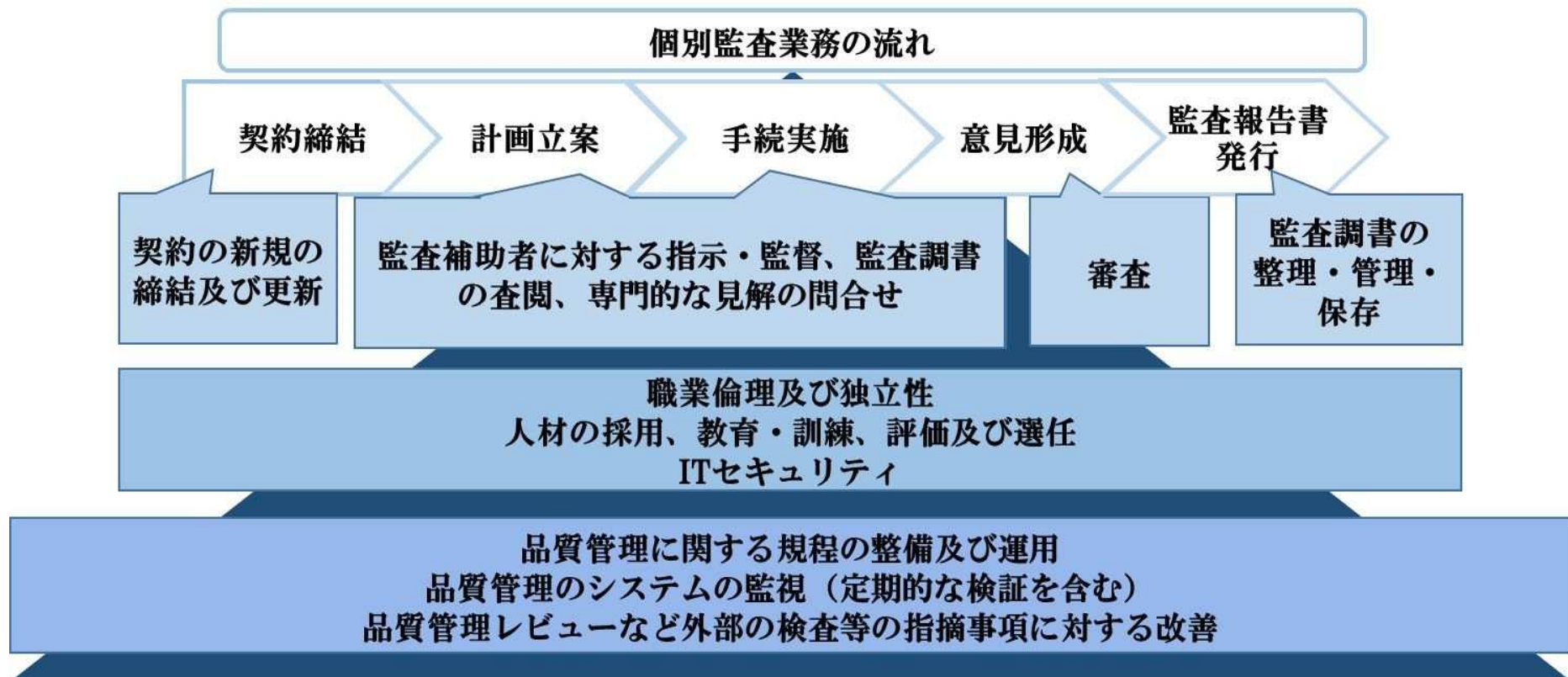
(根本原因の分析結果)

- このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、合併により規模が拡大している中で、規模に応じて求められる業務管理態勢及び品質管理態勢の適切な水準を十分に理解しておらず、組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の整備に関し、迅速な対応をとることへの意識の不足という業務管理態勢に根本原因が認められた。



(2) 品質管理態勢

品質管理態勢と個別監査業務の関係



①品質管理態勢（大手監査法人）

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている。
⇒ 品質管理態勢の運用面に何らかの問題があるのではないか。
- 最高経営責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、品質管理の主体を事業部に移す傾向がみられるが、改善策が十分に浸透せずに引き続き不備が検出されている。
- 本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行い、事業部の取組の実効性が確保されるように留意する必要がある。

①品質管理態勢（大手監査法人）

- 品質管理本部は、各事業部におけるモニタリング担当者に対して実施する手続の水準を明確に示しておらず、また、各事業部の監査品質管理の責任者は、モニタリング担当者からの相談に応じる態勢を十分に機能させていなかった結果、モニタリング担当者は、監査調書に基づく詳細なモニタリングを実施していない。(P.25(事例2))
- 業務執行社員は、被監査会社の状況に重要な変更がないため監査上の対応は前年度と同様の対応で問題ない、あるいは、監査補助者が適切に手続を実施していると思いついでいたことから、監査補助者に対して、監査手続を適切に実施するための指示・監督を行っていない。(P.28(事例1①))

①品質管理態勢

(準大手監査法人・中小規模監査事務所)

- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理態勢が追いついていないケースがある。
- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている。
- 品質管理のシステムの整備・運用に十分な経営資源を投入せず、個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう。
⇒最高経営責任者の認識や知識に問題のあるケースもある。

①品質管理態勢（中小規模監査事務所）

品質管理態勢に関する主な指摘

- 知識・能力の維持向上を各自の自主性に委ねており、教育・訓練の態勢を構築していない。
- 監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒個別監査業務の品質改善に寄与する品質管理のシステムの運用が形式的
 - ⇒会計処理の適切性を確認するだけで、監査証拠の充分性・適切性を確認していない。
- 非常勤者の管理（教育訓練、人事評価）に留意する必要がある。

②内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等（事例）

内部規程の運用（専門的な見解の問合せ）

最高経営責任者は、専門的な見解の問合せに関する基本的な方針及び手続について、品質管理規程に定めているものの、専門的な見解の問合せを必要とする事項や問合せをする際の実施手続など、具体的な実施体制を整備していない。

(P.35(事例4))

②内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等（求められる対応）

内部規程が、法令諸基準に準拠した上で各監査事務所の実態に即したものとなっているかについて改めて検証の上、内部規程に従った業務運営が行われているか十分な検証・見直しを行うとともに、実態に即した業務フローを確立するなど、内部規程の適切な整備、周知及び運用に向けた業務管理態勢を構築する必要がある。

③契約の新規の締結及び更新（事例）

契約の新規の締結時におけるリスク評価手続

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において、関与先の誠実性を検討し、監査契約の新規の締結に影響を及ぼす重要事項がない場合にのみ、監査契約を締結すると定めている。

業務執行社員予定者は、取締役管理部長に対する面談を通じて、経営者の誠実性を評価したとしている。

しかしながら、業務執行社員予定者は、取締役管理部長との面談メモに取締役管理部長の誠実性を評価するための情報を記載しておらず、評価手続を実施していない。また、業務執行社員予定者は、取締役管理部長以外の経営者、主な株主、監査役等の誠実性を評価していない。

(P.46(事例 1 ①))

③契約の新規の締結及び更新 (求められる対応)

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であることに十分留意する必要がある。

特に、契約リスクの評価等の手続については、関与先の誠実性や被監査会社のリスク情報等の把握した情報を基に契約リスクの識別及びその対応策を監査事務所として検討した上で、新規の契約の可否を決定しているかなどの観点から、監査契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続の整備・運用状況を改めて検証する必要がある。

④監査役等との連携（事例）

監査役等への通知

監査チーム及び当監査法人と同一のネットワークに属する被監査会社の構成単位の監査人は、被監査会社及び被監査会社の構成単位に対して監査及び監査以外の業務を提供している。監査チームは、監査役に対して実施した監査計画の説明において、監査対象期間の監査報酬の見積額を提示している。

しかしながら、監査役に対して、当監査法人及び国内外のネットワーク・ファームの監査対象期間における監査報酬の確定額及び監査以外の業務の報酬に関する情報を書面により通知していない。（P.71(事例2)）

④監査役等との連携（求められる対応）

- 監査基準

「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。」

- 平成30年の監査基準改訂において、監査報告書に監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）を記載することが求められた。KAMは会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、監査役等との連携の重要性は増している。監査役等との連携の重要性を念頭に置き、適切なコミュニケーションを図る必要がある。

(3) 個別監査業務

個別監査業務における不備の分析（原因）

- (1) リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討不十分**
 - ・ 監査計画の段階での検討が不十分
 - ・ 入手した監査証拠の評価が不十分
- (2) 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如**
 - ・ 経営者等の誠実性の評価、重要な取引の事業上の合理性の検討、経営者の仮定の合理性等
- (3) 要求事項に対する知識不足**
 - ・ グループ監査、分析的実証手続、確認、サンプリング、会計上の見積りの監査、関連当事者との取引等

①財務諸表監査における不正（概要）

- 指摘数は増加傾向にある。
- 財務諸表利用者の関心が高いテーマであり、審査会検査において重点的に検証している。
- 大手・準大手監査法人、中小規模監査事務所を問わず不備は発生している。
- 令和元事務年度において、不正リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識における不正リスクへの対応などで不備を指摘している。

①財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクの識別と評価

監査チームは、広告業を営む被監査会社の収益認識に関し、被監査会社の業績に与える影響を勘案し一件当たりの契約額が一定の金額を超える収益に対して不正リスクを識別している。

しかしながら、監査チームは、不正リスクの有無について、収益の種類等ではなく特定の金額を基準にして判断することの合理性を十分に検討していない。（P.83((2)事例②)）

①財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクへの対応

監査チームは、収益の期間帰属に関して不正による重要な虚偽表示リスクを識別し、期末日前後1週間の販売取引からサンプルを抽出し、納品書、受領書等との突合を実施している。

しかしながら、監査チームは、期末日前後1週間の取引からサンプルを抽出することについて、不正リスクに対応した監査手続として十分であるかを検討していない。（P.86(事例3②)）

①財務諸表監査における不正（事例）

仕訳テスト

- 「異常な」及び「異例な」等の仕訳を抽出条件として設定しているが、不正リスクシナリオの特定を行っていないために抽出条件の具体的な内容を定義しておらず、当該抽出仕訳の検討により経営者の内部統制の無効化リスクに対応できたかどうかを検討していない。
- 「多額な仕訳」として、一定金額以上の仕訳を抽出しているが、不正による重要な虚偽表示を識別するための手続として当該金額以上の仕訳を抽出することが適切であるかを検討していない。
- 抽出した仕訳について、当該仕訳の摘要の記載内容を確認することをもって異常性がないと判断するのみであり、詳細テストを実施する必要性を検討していない。

(P.84(事例 1 ①))

①財務諸表監査における不正（事例）

重要な取引の事業上の合理性

被監査会社は、被監査会社との取引のみを営んでいる連結グループ外の取引先に対する業務委託費として期中に費用として処理した金額について、その大部分が取引先の負担すべきものであったことが後に判明したとして、期末決算作業において当該会社に対する貸付金に振り替えている。

しかしながら、監査チームは、当該取引を通例でない取引として識別しているにもかかわらず、当該取引の事業上の合理性の有無に関する検討を実施していない。

(P.85(事例2①))

①財務諸表監査における不正 (求められる対応)

- 監査人は、監査の全過程において職業的懐疑心を保持すること、不正リスクを検討する際には職業的懐疑心を発揮することが期待されていることに留意する。
- 監査計画の策定に当たり、公表されている主な不正事例や、不正に利用される可能性がある、一般的及び企業の属する産業特有の取引慣行を理解するとともに、経営者及びその他の企業構成員に対する質問等により情報を入手し、監査チーム内の討議を通じて、これらの情報が不正リスク要因の存在を示しているか慎重に検討する。
- 不正リスク対応手続の実施の際には、不正リスクを識別しているアサーションに対しては、不正リスクを識別していないアサーションに比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなくてはならない。

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (概要)

以下の3つのステップにおいて適切な対応をしているか。

- ① リスク評価 (重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか。)
⇒ 職業的懐疑心の保持・発揮が重要
- ② 監査手続の立案 (監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか。)
⇒ リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要
- ③ 入手した監査証拠の評価 (十分かつ適切な監査証拠を入手したかを評価しているか。)
⇒ 上位者による調書の査閲が重要

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (概要)

- 期中において被監査会社の企業環境や業績が悪化した場合や監査の進捗に伴い虚偽表示を識別した際に、監査計画の修正について適切に検討しなかったことによる、期末の実証手続の種類、時期及び範囲における不備がみられる。
- 監査計画において評価したリスクとリスク対応手続の適合性を検討していないため、実施された手続の種類、時期及び範囲がリスクに対応していない不備がみられる。
- 重要な虚偽表示リスクを識別しているにもかかわらず、増減分析を実施した結果、異常な点がないことをもって、実証手続を実施していない不備などがみられる。

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (事例)

内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

グループ監査チームは、個別の財務的重要性を有すること、収益認識に不正リスクがあることから重要な構成単位であると識別した子会社について、構成単位の監査人を利用せず、グループ監査チームが監査手続を実施することとしている。

しかしながら、当該子会社が利用する販売システムについて、ITの利用に関する環境を理解するために必要である、ハードウェア構成などITインフラに関する情報を入手する監査手続を実施していない。また、ITに係る全般統制を理解する監査手続を実施しておらず、当該子会社がITに起因するリスクにどのように対応しているかを検証していない。

(P.99(事例 1 ①))

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (求められる対応)

- 監査実施者は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を発揮して、企業及び企業環境の十分な理解とそれを通じたリスク評価を実施するとともに、本事例集や協会が発行する監査提言集等を参考にするなどして、慎重にリスクの識別と評価を行うことに留意する必要がある。
- リスク対応手続の立案に際しては、評価したリスクに対応する手続となっているか及び十分かつ適切な監査証拠を入手できる手続となっているかについて、手続の種類だけでなく、手続の実施時期や実施範囲を含めて検討する必要がある。そのためには、監査時間の配分について、実証手続だけでなく監査計画の作成に対しても十分な時間が確保されるよう配慮する必要がある。

③監査証拠（概要）

過年度からの不備事例が継続してみられている

- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了している。
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない（前期比較、月次推移比較で終わっている。）。
- ✓ 母集団全体に関する結論を得るための適切なサンプルを抽出していない。
- ✓ 特定項目抽出による試査を選択した場合において、母集団の残余部分に対する実証手続の要否を検討していない。
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない。

③監査証拠（事例）

確認差異

- 監査チームは、被監査会社の売掛金に対する監査手続として確認状を発送している。返送された回答には検収時期の相違により生じたとされる確認差異がある旨の記載があり、監査チームは差異の金額について内部資料である得意先元帳との照合を実施している。しかしながら、得意先元帳は会計残高情報そのものであり、当然に一致するものである。このため、監査チームは、確認差異に対する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。
(P.107(事例3①))

③監査証拠（求められる対応）

- 特別な検討を必要とするリスクに対しては、当該リスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。
- 不備事例の多くは、監査チームにおいて、その前提としてのリスク評価及びリスク対応手続の立案を適切に行っていないことや、対象年度の被監査会社の事業に関する深度ある理解が不足していることを原因として発生している（スライドNo.105「②リスク評価及び評価したリスクへの対応（求められる対応）」参照）。
- 監査責任者等が具体的な指示・監督を行っていないことから、監査補助者が従前の監査手続を実施するにとどまるなど、監査計画と実際の監査手続が有機的に連携していない状況も多数みられる。監査手続から入手した監査証拠の十分性及び適切性について、査閲を通じて確認することが求められる。

④会計上の見積りの監査（概要）

過年度からの不備事例が継続してみられている

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない。
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、質問のみで終了し、回答における会社の主張を、具体的な証拠により確かめていない。
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討において、課税所得の発生状況等に応じた会社区分について検討していない。
- ✓ 関係会社株式及びのれんの評価について十分に検討していない。
- ✓ バックテストを実施していない。
- ✓ 経営者の偏向が存在する可能性の検討を行っていない。

④会計上の見積りの監査（事例）

経営者が会計上の見積りを行う方法の検討

被監査会社は、取り扱う商品や製品のライフサイクルが2年であると考えており、仕入又は製造後2年を経過した商品及び製品については評価損計上前の帳簿価額を全額評価損として計上している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の会計方針を理解するのみで、2年というライフサイクルの期間や評価損の計算方法が、被監査会社の実態に即した合理的なものであるかを検討していない（P.123((4)事例①))

④会計上の見積りの監査（事例）

固定資産の減損の兆候

被監査会社は、出店した期の翌期首から2年未満の新店舗については、ビジネスの特性上、新規出店直後は営業損益がマイナスとなる実態があることから、著しい環境の変化がある場合を除き、営業損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みであっても減損の兆候判定の対象外としている。

しかしながら、監査チームは、新店舗の減損の兆候判定の検討に当たり、出店から2年が経過した直後の期末において減損損失を計上している店舗がある状況において、新店舗の営業損失の実績が、出店時の事業計画から著しく下方に乖離していないかどうかを検討していない。（P.124(事例2①)）

④会計上の見積りの監査 (求められる対応)

- 会計上の見積りは不確実性を伴い、その不確実性の程度により重要な虚偽表示リスクが異なる。したがって、監査人は、見積りの性質・方法、関連する内部統制、経営者の偏向の兆候等といった不確実性に影響を与える要素を検討し、重要な虚偽表示リスクを識別して評価することが求められる。
- また、監査人は、識別して評価した重要な虚偽表示リスクに対応する適切な監査手続を実施し、職業的専門家として、批判的な観点から経営者の見積りの合理性を検証することが求められる。

⑤ グループ監査（概要）

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の発覚等に伴い、監査事務所の規模を問わず、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している。
- 重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等の過年度からの不備事例が多くみられる。
- 監査事務所全体として、監査チームを支援する体制の整備が必要である。

⑤ グループ監査（事例）

構成単位の監査人とのコミュニケーション

グループ監査チームは、被監査会社及び重要な構成単位である海外子会社が、製品販売に当たり据付作業等を伴うことから、検収基準で収益を認識していることを理解し、製品販売について、検収したように装い収益を認識するという不正リスクを識別している。

しかしながら、グループ監査チームは、構成単位の監査人に対して、収益認識には不正リスクが内在するため特別な検討を必要とするリスクであると伝達するのみで、検収基準に関して識別した不正リスクを具体的に伝達していない。

(P.136(事例 6 ②))

⑤ グループ監査（事例）

入手した監査証拠の十分性及び適切性

グループ監査チームが入手した構成単位の監査人が作成した監査結果報告資料には、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに対して実施した監査手続及びその結果が記載されていないが、グループ監査チームは、その実施状況及び結果について構成単位の監査人との口頭によるコミュニケーションにより把握したとしている。

しかしながら、グループ監査チームは、構成単位の監査人との当該口頭によるコミュニケーションにおいて、どのような内容について確認を行ったかを監査調書に記載しておらず、当該監査人の作業から十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかについて評価していない。（P.138(事例8)）

⑤グループ監査（求められる対応）

グループ監査チームにおいては、構成単位の財務情報に対して実施する監査手続等の種類、時期及び範囲並びに発見事項について、構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを行うこと、また、適用される財務報告の枠組みに準拠してグループ財務諸表が作成されているかについて意見を表明するために、構成単位の財務情報及び連結プロセスに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる。そのため、グループ監査チームは、適切な監査計画を策定の上、監査手続を実施し、グループ財務諸表についての意見形成の基礎を得るために、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかについて評価する必要がある。

⑥財務報告に係る内部統制の監査（概要）

- 不適切な会計処理等は会社の内部統制が十分に機能していないことによるものがあり、審査会検査において重点的に検証している。
- 大手・準大手監査法人、中小規模監査事務所を問わず不備は発生し、指摘数は増加傾向にある。
- 内部統制の整備・運用状況の評価、評価手続の実施時期、内部統制の不備の評価、内部監査人等の作業の利用の程度などで不備を指摘している。

⑥財務報告に係る内部統制の監査（事例）

評価手続の実施時期

監査チームは、被監査会社の第1四半期をサンプルとして検証した各業務プロセスの内部統制の評価結果について、質問及び基礎資料の閲覧等により評価し、期末日後に、被監査会社から内部統制の重要な変更の有無を確認した文書入手して、内部統制の整備及び運用状況を有効と判断している。

しかしながら、監査チームは、第1四半期をサンプルとして検証した内部統制の評価結果が、期末日現在も継続しているか評価するために、期末日までの残余期間に対してどのような追加の手続を実施すべきか検討していない。
(P.146(事例3②))

⑥財務報告に係る内部統制の監査 (求められる対応)

- 監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。
- その一方で、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して指導的機能を発揮することが求められていることにも留意する必要がある。
- 上記の要請に応えるべく、監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性、内部統制の評価の検討方法及び発見した不備の程度の評価等に対して画一的・形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要がある。